

個人情報ファイル簿

整理番号	80	
個人情報ファイルの名称	食品営業施設台帳	
実施機関の名称	知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	食品安全課	
個人情報ファイルの利用目的	食品営業施設の許可申請及び届出に係る情報を登録し、営業許可書の作成を行うとともに、許可継続及び行政指導に備え記録を保管する。	
記録項目（個人情報ファイルに記録される項目）	1 営業施設符号、2 申請者住所、3 申請者氏名（フリガナ）、4 申請者氏名、5 申請者生年月日、6 申請者電話番号、7 申請者FAX番号、8 申請者メールアドレス、9 営業所所在地、10 営業所の名称（フリガナ）、11 営業所の名称、12 営業所電話番号、13 食品衛生責任者又は管理者（区分、資格、氏名（フリガナ）、生年月日、従業員数）、14 ふぐ処理者氏名、15 許可権者、16 使用水、17 営業時間、18 店舗区分、19 営業の種類、20 最初の許可年月日、21 許可年月日、22 廃業年月日、23 許可の有効期間、24 種目、25 許可の条件、26 許可番号、27 申請年月日、28 施設情報、29 最終修正年月日、30 監視記録、31 違反（苦情）発見処理情報、32 行政処分履歴	
記録範囲（本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲）	食品営業施設の許可申請者及び届出者	
記録情報の収集方法（個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法）	本人から提出された営業許可申請書・営業届に基づき、保健所長が行った営業許可及び届出受理内容を記録したもの又は食品衛生監視員が行った立入検査結果等を記録したもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先（記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先）	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	食品安全課
	所在地	さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎5階）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別	電算処理ファイル	
(電算処理ファイルである場合) 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	食品安全課
	所在地	さいたま市浦和区高砂3－15－1（本庁舎5階）
行政機関等匿名加工情報の概要		—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨		無
備考		

個人情報ファイル簿

整理番号	2186	
個人情報ファイルの名称	ふぐ処理者台帳	
実施機関の名称	知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	食品安全課	
個人情報ファイルの利用目的	ふぐ処理者の管理	
記録項目（個人情報ファイルに記録される項目）	1 免許番号、2 氏名（フリガナ）、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 本籍、7 住所、8 受験年度、9 免許取得種別、10 受験地、11 合格日、12 合格証番号、13 免許証交付履歴、14 行政処分履歴	
記録範囲（本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲）	ふぐ処理者	
記録情報の収集方法（個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法）	本人提出のふぐ処理者免許証交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先（記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先）	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	食品安全課
	所在地	さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎5階）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別	電算処理ファイル	
(電算処理ファイルである場合) 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	食品安全課
	所在地	さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎5階）
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	無
備考	